

南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、南三陸町移住総合支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、業務履行能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2条 プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「申込者」という。）に必要とする資格要件は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすものであること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止中の者及びこれに準ずる者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすものであること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1法人定めていること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。この場合において、管理法人は、以下の要件を満たすものであること。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 町内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすものであること。
- (5) 南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条の規定に該当する者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすものであること。この場合において、暴力団排除に関する誓約事項（別記1）を確認し、参加申込書の提出をもって誓約したものとみなす。
- (6) 宮城県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。共同企業体で実施する場合は、最低1法人が宮城県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすものであること。

(8) 単独で参加を申し込む者にあつては、本業務に申し込みを行う他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(プロポーザルへの参加申込)

第3条 申込者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）に必要な事項を記載し、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の提出は、持参又は郵送に限るものとし、郵送の場合にあつては、別に定める期限までに到着したものに限り、これを受け付けるものとする。

(参加申込書への添付書類)

第4条 参加申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。なお、共同企業体の場合は、第1号及び第2号の書類について構成員ごとに提出すること。

(1) 申込者に係る法人の登記事項証明

(2) 関連業務実績書（様式第2号）

(3) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

(参加資格の有無の確認)

第5条 町長は、提出のあった参加申込書に記載された内容を整理し、プロポーザルへ参加する資格（以下「参加資格」という。）の有無に関し確認するものとする。

(参加資格の確認通知)

第6条 町長は、前条の確認を終えたときは、申込者に対し、プロポーザル参加資格確認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の通知において、参加資格を有しないとされた申込者は、町長に対し、書面により、参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

(プロポーザルへの参加の辞退)

第7条 申込者は、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 プロポーザルへの参加を辞退しようとする申込者は、プロポーザル参加辞退届（様式第4号）により、直ちに町長に届け出なければならない。

3 前項の届出は、持参又は郵送に限るものとする。

(企画提案書の提出)

第8条 第6条第1項の通知（参加資格を有すると認めた旨の通知に限る。）を受けた申込者（以下「有資格申込者」という。）は、企画提案書を作成し、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 企画提案書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。なお、共同企業体で実施する場合は、構成員ごとの会社概要を記載すること。

(1) 会社概要

ア 本社、支社、営業所等の状況

イ 業務内容、従業員数等

ウ 会社の財務状況を表す書類（直近3年間の損益計算書、貸借対照表その他必要と認める書類）

(2) 業務実施計画

ア 南三陸町移住総合支援業務の実施方法等（業務仕様書に基づいたそれぞれの実施方法（職員の配置等その他の実施体制を含む。）、成果品イメージ等）

イ 移住総合支援業務の実施に係る工程表

ウ 従事予定者調書（様式第5号）

3 企画提案書には封緘した見積提案書（様式第6号）を添付しなければならない。（企画提案書の作成に係る質問の受付）

第9条 有資格申込者は、企画提案書の作成に当たり質問がある場合は、質問書（様式第7号）を提出することにより、町長に対し、質問することができる。ただし、質問書の提出は、町長が別に定める期日までに限り、行うことができる。

2 前項の質問書の提出は、電子メールに限るものとする。（質問への回答）

第10条 町長は、提出のあった質問書に記載された内容に関し、速やかに当該質問書を提出した有資格申込者に対し、回答するものとする。

2 前項の回答は、電子メールにより行うものとする。

3 町長は、第1項の回答を終えた後においては、質疑応答の概要について南三陸町公式ホームページにおいて公表するものとする。ただし、質問者の氏名及び名称については公表しないものとする。

（企画提案書の評価等）

第11条 第8条により提出のあった企画提案書の評価は、南三陸町移住総合支援業務受託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙「南三陸町移住総合支援業務公募型プロポーザル評価基準書」に基づき評価を行うものとする。

なお、評価の結果、評価点合計が配点合計の6割に達する提案者がいない場合は、このプロポーザルにおいては契約を行わず、再度公募を行うものとする。

2 選定委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。（一次審査）

第12条 選定委員会において、企画提案書の書類審査による一次審査を実施し、その評価結果を町長に報告するものとする。

2 一次審査の合格者は、3者以内とする。

（一次審査の結果通知）

第13条 町長は、一次審査を実施し、評価結果に基づき、有資格申込者に対し、一次審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、不合格となった有資格申込者については、その理由を付するものとする。

2 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。（二次審査）

第14条 一次審査に合格した有資格申込者に対し、二次審査としてプレゼンテーションを実施するものとする。

2 二次審査の日程及び場所は別に定め通知する。

3 二次審査は、選定委員会において審査を行い、一次審査の評価を含めた総合的な評価結果を町長に報告するものとする。

(受託候補者への通知等)

第15条 町長は、前条第3項の報告に基づき、当該報告において最も優れた企画提案であるとされた者を南三陸町移住総合支援業務受託候補者（以下「受託候補者」という。）として選定するものとする。

2 前項により受託候補者を選定したときは、当該受託候補者に対し、南三陸町移住総合支援業務受託候補者選定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(非選定結果の通知等)

第16条 町長は、受託候補者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対し、南三陸町移住総合支援業務受託候補者非選定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(参加資格確認等の取消し)

第17条 町長は、次に掲げる事由が生じた場合、有資格申込者又は受託候補者としての決定を取り消すことができる。

(1) 企画提案書の作成に関し、不正又は虚偽の記載があった場合

(2) 第2条に規定する資格要件を満たさないこととなった場合

(3) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) その他有資格申込者又は受託候補者として適切でない行為があったと選定委員会が判断した場合

(次順位以下の者との交渉)

第18条 町長は、受託候補者が何らかの理由により本業務を実施できないこととなったときは、第11条第1項の評価において次順位以下となった者と本業務の委託に関し交渉を行うことができる。この場合において、交渉は、順位が上位であった者から順に行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月3日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年8月31日限り、その効力を失う。

別記1（第2条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

私は、南三陸町暴力団排除条例に基づき、下記事項について誓約いたします。

なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要領及び関係法令等の処置に従います。

また、南三陸町の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している法人
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している法人
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

上記事項について、参加申込書の提出をもって誓約いたします。